

[事案 29-271] 就業不能年金支払請求

・令和元年6月5日 裁定不調

<事案の概要>

約款に定める支払理由に該当しないとして就業不能年金の支払いがされなかったことを不服として、就業不能年金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

入院や在宅療養等により約款所定の期間を超えて就業不能状態が継続したため、平成25年2月に契約した介護保険の就業不能特約にもとづき就業不能年金を請求したところ、約款に定める支払理由に該当しないとして支払いを拒否されたが、以下等の理由により、就業不能年金を支払ってほしい。

- (1)入院期間以外も前兆のない意識消失発作は継続しており、常に注意が必要であったことから、就業が可能な状態とは到底いえない。
- (2)入院中に在宅療養等の指示を受けており、この点は診断書においても証明されていることから、退院時に在宅療養の指示がなかったことをもって在宅療養に該当しないとするのは当たらない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)診断書では、申立人は約款所定の期間を超えて就業不能状態に該当するとされているが、診断書を作成した医師に対して照会した結果によれば、就業不能状態に該当しないかも知れないともされている。また、退院後は、軽い家事やパソコン操作等の軽労働への従事は問題ない状態とされており、就業不能年金請求も自力で問題なくできていることからすれば、診断書の内容は過重評価であり、申立人は就業不能状態に該当していない。
- (2)退院時に在宅療養の指示はなく、帰省に制限がないということは、その他の移動も制限なしと考えられる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、独自に第三者の専門医の意見を取得し、審理の参考とした。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、申立人においては約款所定の期間を超えて就業不能状態が継続していたことが医師の診断書等によって証明されていると認められることから、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人より和解案を受諾する旨の回答があったものの、保険会社から受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。

- (1)約款において、就業不能年金の支払理由として、所定の就業不能状態に該当し、その就業不能状態が該当した日から起算して所定の日数以上継続したと医師の診断書によって証明されたとき、とされている。
- (2)保険会社が診断書を作成した医師に対して照会した結果によっても、入院期間外の申立人

の状態は入院中と大きく変化しておらず、実際に申立人は一定の頻度で意識消失を起こしている。そして、申立人の症状が前触れもなく意識消失を起こすものである以上、そうした症状がないという仮定付きでなされた回答部分を元に就業不能状態非該当との判断を採用することは現実的ではない。したがって、申立人が就業不能状態に該当していたことは、診断書等により、その根拠が明確に示されているといえる。

- (3) 保険会社の別の照会結果によれば、申立人が一時期退院した理由としては、症状が快方に向かったわけではなく、原因が特定できず入院を継続しても根本的な加療が困難なためとされていること等から、在宅療養中の申立人は入院中とほぼ変わらない病状にあったと推定される。